

## 狛江市電力の調達に係る環境配慮方針の策定について

### 1. 概要

公共施設に調達する電力について、一定の環境配慮（温室効果ガスの抑制）が保たれるよう、契約可能な事業者の要件等を定める「狛江市電力の調達に係る環境配慮方針」を策定する。

### 2. 対象

全ての部局が競争入札により行う電力調達契約

### 3. 方針案のポイント

#### ① 調整後排出係数<sup>※1</sup>の評価

電力使用に伴う温室効果ガスの実質排出量の算出に必要な「調整後排出係数」を評価する。

※1 事業者が取り扱う電力の発電で生じる温室効果ガスの実排出量をベースとして、FIT 電力(後述)や環境価値を証書化したグリーン証書等による環境価値の増減を調整した「実質」の排出量を表す係数。電力使用に伴う温室効果ガス排出量は、電力使用量にこの係数を乗じて算出される。

#### ② 再生可能エネルギー電気の利用率の評価

発電に伴う温室効果ガスの実排出量抑制の観点から、固定価格買取制度(FIT)<sup>※2</sup>で電力会社から買い取られた後に市場に出る電気(FIT 電力)を含む、再生可能エネルギー電気の利用率を評価する。

※2 再生可能エネルギーで発電した電気を一般送配電事業者等(東京電力等)が一定期間、固定価格で買い取る制度。買い取られた電気(FIT 電気)は市場で取引される。ただし、買取費用の一部は電気使用者の賦課金で賄われることから、FIT 電気の環境価値は電気使用者に帰属するものとされ、市場では環境価値のない電気とみなされる。

#### ③ 未利用エネルギー活用状況の評価

廃棄物焼却等で生じる廃熱等、有効利用されていなかったエネルギー(未利用エネルギー)を活用した電気の取り扱い状況の評価する。

### 4. 評価方法

#### ① 調整後排出係数が基準値<sup>※3</sup>以下であること。

※3 基準値は、国が算出する直近5か年の排出係数の平均値(代替値)とする。最新(H30)の代替値は0.488 kg-CO<sub>2</sub>。

#### ② 以下の別表においてア・イ・ウの項目の合計得点が70点以上であること

別表(ア・イ・ウの合計得点で評価)

【参考】国・他自治体の方針(いずれも70点以上が要件)

評点	ア.調整後排出係数(kg-CO <sub>2</sub> )	国	日野市	国立市	世田谷区
70	0.400 未満	0.400 未満			0.425 未満
65	0.400 以上 0.425 未満	0.400 以上 0.425 未満			0.425 以上 0.450 未満
60	0.425 以上 0.450 未満	0.425 以上 0.450 未満			0.450 以上 0.475 未満
55	0.450 以上 0.475 未満	0.450 以上 0.475 未満			0.475 以上 0.500 未満
50	0.475 以上 0.500 未満	0.475 以上 0.500 未満			0.500 以上 0.525 未満
45	0.500 以上	0.500 以上 0.525 未満			0.525 以上 0.550 未満
40	-	0.525 以上 0.550 未満			0.550 以上
35点以下の設定	-	35/30/25/20 点			-
評点	イ.再エネ電気利用率(%) <sup>※4</sup>	※4 狛江市・世田谷区はFIT 電力を含む。			
25	15.0 以上	-	7.5 以上	7.5 以上	20.0 以上
20	10.0 以上 15.0 未満	7.5 以上	5.0 以上 7.5 未満	5.0 以上 7.5 未満	15.0 以上 20.0 未満
15	5.0 以上 10.0 未満	5.0 以上 7.5 未満	2.5 以上 5.0 未満	2.5 以上 5.0 未満	10.0 以上 15.0 未満
10	-	2.5 以上 5.0 未満	0 以上 2.5 未満	0 以上 2.5 未満	5.0 以上 10.0 未満
5点以下の設定	-	5点/0点			
評点	ウ.未利用エネ活用状況(%)	※5 0.675 以上で15点			
10	-	0.675 以上	0 超 0.675 未満 <sup>※5</sup>	-	規定なし
5	活用している	0 超 0.675 未満	-	-	